

北杜市まちづくり条例施行規則をここに公布する。

平成23年3月25日

北杜市長

北杜市規則第3号

北杜市まちづくり条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北杜市まちづくり条例（平成23年北杜市条例第2号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。
(地区まちづくり市民委員会の認定申請)

第3条 条例第8条第2項の規定により地区まちづくり市民委員会（以下「市民委員会」という。）の認定を申請しようとする団体は、地区まちづくり市民委員会認定（変更）申請書（様式第1号）を、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 活動計画書
- (2) 規約その他これに類するもの
- (3) 構成員の名簿
- (4) 活動区域を示す図面
- (5) 地区住民等からの支持を得ていることを示す書類

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、要件の適合について審査し、その結果を地区まちづくり市民委員会認定（非認定）通知書（様式第2号）により当該団体に通知するものとする。

3 前2項の規定は、認定内容の変更について準用する。

(市民委員会の認定の基準)

第4条 条例第8条第3項に規定する市民委員会を認定する際の基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 活動区域の境界は、原則として地形、地物等により設定していること。
- (2) 活動区域は、歴史的、文化的、地理的又は行政的なつながりに配慮した区域で設定していること。
- (3) 活動区域は、原則として10,000平方メートル以上の一団の区域で設定していること。

- (4) 活動区域内には、原則として10戸以上の居住している住居があること。
- (5) 規約等を定めていること。
- (6) 代表者を定めていること。
- (7) 活動区域を定めていること。
- (8) 地区住民等で構成されていること。
- (9) 地区住民等の自由な参加を保障していること。
- (10) 市民委員会の認定を受けることについて、地区住民等（居住する者にあつては、20歳に達している者で世帯の代表者とする。）の2分の1以上から支持を得ていること。
- (11) 活動内容が特定の者に利害を及ぼすものでないこと。
(市民委員会の認定の取消し)

第5条 条例第8条第5項に規定する規則で定める要件は、次に掲げるものとする。

- (1) 市民委員会から地区まちづくり市民委員会廃止届（様式第3号）の提出があつたとき。
- (2) 虚偽その他不正の手段により市民委員会の認定を受けたとき。
- (3) 前条各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、認定を取り消すべき事由があると市長が認め
たとき。

2 市長は、条例第8条第5項の規定により市民委員会の認定を取り消したときは、地区まちづくり市民委員会認定取消通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(地区まちづくり計画の認定申請)

第6条 条例第10条の規定により地区まちづくり計画の認定を申請しようとするときは、地区まちづくり計画認定申請書（様式第5号）を、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 地区まちづくり計画の案の内容を記載した書類
- (2) 地区まちづくり計画の対象区域を示した図面
- (3) 地区住民等の同意を得ていることを示す書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類
(地区住民等の同意)

第7条 条例第10条第4号の規則で定める基準は、対象区域の地区住民等（居住する者にあつては、20歳に達している者で世帯の代表者とする。）の3分の2以上の同意があることとする。

2 前項に定める基準のほか、地区まちづくりルールに関する事項を定める場合に
あつては、次に掲げる同意を要するものとする。

- (1) 地区まちづくりルールを定めようとする対象区域内の土地の所有者等の4

分の3以上の同意

(2) 当該対象区域内における地積の合計の4分の3以上の土地の所有者等の同意

(地区まちづくり計画の認定)

第8条 条例第11条第4項及び第5項の規定による通知は、地区まちづくり計画認定（非認定）通知書（様式第6号）により行うものとする。

(地区まちづくり計画の変更)

第9条 条例第12条の規定により地区まちづくり計画の変更を申請しようとするときは、地区まちづくり計画変更認定申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(建築計画の届出)

第10条 条例第17条第1項の規定による建築計画の概要の届出は、行為に着手しようとする日の30日前までに、建築計画（変更）届出書（様式第8号）により行わなければならない。

(建築計画に係る通知書)

第11条 条例第17条第2項の規定による通知は、建築計画に関する通知書（様式第9号）によるものとする。

(建築物の形態等の基準)

第12条 条例第17条第2項及び第3項の規則で定める建築物の形態等の基準は、別表第1のとおりとし、当該建築計画の土地において地区まちづくり計画を定めている場合は、当該地区まちづくり計画の方針及び地区まちづくりルールを併せて適用する。

2 前項に定める基準により難いと市長が認めた場合は、市長と協議の上、決定するものとする。

(開発計画協議申出書)

第13条 条例第21条第2項に規定する申出書は、開発計画協議申出書（様式第10号）によるものとし、別表第2に定める図書を添付するものとする。

(同意後における開発事業の変更)

第14条 条例第21条第1項後段の規定により、同意を得た後において開発事業の変更を協議する場合は、開発計画変更協議申出書（様式第11号）によるものとする。

(開発事業の設計基準)

第15条 条例第25条第2項に規定する同意の基準の適用について必要な開発事業の設計基準は、別表第3のとおりとする。

(届出)

第16条 条例第28条の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、それ

ぞれ当該各号に定める日までに行わなければならない。

- (1) 工事に着手しようとするとき 着手しようとする日の7日前
 - (2) 工事を完了したとき 完了の日から7日以内
 - (3) 工事の着手又は完了の時期を変更しようとする場合 変更しようとする日の7日前
 - (4) 工事を2月以上休止し、及び当該休止した工事を再開しようとする場合 休止及び再開をしようとする日のそれぞれ10日前
 - (5) 工事の施工者を変更した場合 変更した日から10日以内
 - (6) 工事を中止し、又は廃止しようとする場合 中止又は廃止をする日の20日前
 - (7) 開発事業を承継したとき 承継した日から10日以内
- (通知又は届出の様式)

第17条 次の各号に掲げる通知又は届出は、当該各号に掲げる書類により行わなければならない。

- (1) 条例第25条第3項の規定による通知 開発計画(変更)協議通知書(様式第12号)
 - (2) 条例第28条第1号の規定による届出 工事着手届(様式第13号)及び工事完了届(様式第14号)
 - (3) 条例第28条第2号から第5号までの規定による届出 工事(着手時期変更・完了時期変更・休止・再開・施工者変更・中止・廃止)届出書(様式第15号)
 - (4) 条例第28条第6号の規定による届出 開発事業承継届(様式第16号)
 - (5) 条例第33条の規定による届出 開発区域内措置完了届(様式第17号)
- (完了検査の検査済証)

第18条 条例第29条の規定による完了検査の検査済証は、様式第18号によるものとする。

(立入検査証)

第19条 条例第35条第2項に規定する身分を証する証票は、様式第19号によるものとする。

(大規模土地取引行為届出書)

第20条 条例第37条の規定による届出は、大規模土地取引行為届出書(様式第20号)によるものとする。

(開発事業構想の届出)

第21条 条例第39条の規定による届出は、大規模開発事業構想届出書(様式第21号)に次に掲げる図書を添付して行わなければならない。

- (1) 開発区域の案内図

- (2) 土地利用構想図
- (3) 良好な住環境の確保のために講ずる施設整備等の図書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書
(開発事業構想の届出が必要な施設)

第22条 条例第39条第3号の規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

- (1) 卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場及びごみ処理施設
- (2) 前号に規定するもののほか、市長が必要と認める施設
(開発事業構想に係る説明会の報告)

第23条 条例第41条第3項の規定による報告は、大規模開発事業構想説明会結果報告書(様式第22号)によるものとする。

(大規模開発事業に関する意見書等)

第24条 条例第42条第1項の規定による意見書の提出は、大規模開発事業構想に関する意見書(様式第23号)によるものとする。

2 条例第43条第1項の規定による見解書の提出は、大規模開発事業構想に関する見解書(様式第24号)によるものとする。

(まちづくりアドバイザーの派遣等)

第25条 条例第45条第2項に規定するアドバイザーの派遣を要請しようとするときは、まちづくりアドバイザー派遣申請書(様式第25号)により、市長に申請しなければならない。

2 アドバイザーは、まちづくりの見地から情報の提供及び専門的助言を行うものとする。

(補則)

第26条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年10月1日から施行する。

(北杜市土地開発事業等の適正化に関する条例施行規則の廃止)

2 北杜市土地開発事業等の適正化に関する条例施行規則(平成16年北杜市規則第159号)は、廃止する。

別表第1(第12条関係)

建築物の形態等の基準

1 小淵沢町及び高根町清里以外の区域区分

区分及び内容 ／	森林保全区域	森林共生区域	田園集落区域	地域拠点区域			産業振興区域
				須玉	長坂	明野・高根・大	

基 準						泉・白 州・武川	
自然環境の保全を図る（自然公園特別地域、県有林等）。		主として森林と建築物との調和を図る。	主として農地と建築物とが調和した良好な田園環境を形成する。	主として良好なまちの環境を形成する。		主として産業振興と周辺環境との調和を図る。	
最低敷地面積（注1）	自然公園特別地域の基準による。	500平方メートル以上	300、400、500平方メートル以上（注2）	適正な敷地を確保する。（注3）		産業振興区域においては、区域の特性に応じて定める。	
規模形態等（注1）	緑化率（注4）	森林保全を優先し、森林面積に緑化面積を加えた面積の割合は、敷地面積に対して次のとおりとする。 （森林地内） 30パーセント以上 （その他）	森林を保全し、森林面積に緑化面積を加えた面積の割合は、敷地面積の20パーセント以上とする。	適正な緑化率を確保する。（注5）			

		20パーセント以上				
建ぺい率		40パーセント以下	50パーセント以下	商店街は、70パーセント以下	駅周辺及び商店街は、70パーセント以下	60パーセント以下
				上記以外の区域は、60パーセント以下	上記以外の区域は、60パーセント以下	
容積率		100パーセント以下	100パーセント以下	商店街は、30パーセント以下	駅周辺は400パーセント以下 商店街は、30パーセント以下	200パーセント以下
				上記以外の区域は、20パーセント以下	上記以外の区域は、20パーセント以下	
建築物の高さ		13メートル以下	13メートル以下	20メートル以下		
壁面位置		道路境界及び隣地境界から2メートル以上(注6)		道路境界及び隣地境界から1メートル以上(注6)		

2 小淵沢町及び高根町清里の区域区分

区分及び内容／基準	小淵沢町			高根町清里	
	区域Ⅰ (中心市街地地域)	区域Ⅱ (市街地形形成地域)	区域Ⅲ (郊外地域)	清里駅前 景観形成 ゾーン	清里景観形 成ゾーン
	主として良好なまちの環境を形成する。	主として農地と建築物とが調和した良好な田園環境を形成する。	主として森林と建築物との調和を図る。	主として良好なまちの環境を形成する。	主として森林と建築物との調和を図る。
最低敷地面積 (注1)	適正な敷地を確保する。(注3)	300、400、500平方メートル以上(注2)	500平方メートル以上(ただし、一部、区域Ⅱの基準による。)	適正な敷地を確保する。(注3)	500平方メートル以上
規模形態等 (注1)	適正な緑化率を確保する。(注5)	森林を保全し、森林面積に緑化面積を加えた面積の割合は、敷地面積の20パーセント以上とする。	森林保全を優先し、森林面積に緑化面積を加えた面積の割合は、敷地面積に対して次のとおりとする。 (森林地内) 30パーセント以上 (その他) 20パーセント以上(ただし、一部、区域Ⅱの基準による。)	適正な緑化率を確保する。(注5)	森林保全を優先し、森林面積に緑化面積を加えた割合は、敷地面積に対して次のとおりとする。 (森林地内) 30パーセント以上 (その他) 20パーセント以上

	建 ぺ い 率	70パーセント以下	60パーセント以下	50パーセント以下	(一般) 70パーセント以下 (共同住宅) 30パーセント以下	(一般) 40パーセント以下 (別荘) 20パーセント以下 (共同住宅) 30パーセント以下
	容 積 率	300パーセント以下	200パーセント以下	100パーセント以下	(一般) 300パーセント以下 (共同住宅) 100パーセント以下	(一般) 100パーセント以下 (別荘) 40パーセント以下 (共同住宅) 100パーセント以下
	建 築 物 の 高 さ	20メートル以下	20メートル以下	20メートル以下	13メートル以下	(一般) 13メートル以下 (別荘) 2階建てであって13メートル以下 (共同住宅) 13メートル以下
壁面位置 (注6)		道路境界及び隣地境界から1メートル以上	道路境界及び隣地境界から2メートル以上		道路境界及び隣地境界から1メートル以上	道路境界及び隣地境界から2メートル以上

注

- 1 既存建築物の建替え等で基準を満たせない場合は、以下のとおりとする。
 - ア 最低敷地面積については、適用を除外する。
 - イ 規模形態等については、従前の建築物の数値を超えてはならない。
- 2 田園集落区域（小淵沢町の区域Ⅱ含む）における最低敷地面積は、500平方メートル以上を基準とする。ただし敷地が以下の条件に該当する場合は、この限りでない。
 - ア 下水道に接続し、生活排水処理を行う場合は、300平方メートル以上を基準とする。
 - イ 農地転用許可を要する敷地で、下水道に接続できない場合は、400平方メートル以上を基準とする。
- 3 地域拠点区域（小淵沢町の区域Ⅰ、清里駅前景観形成ゾーンを含む）における適正な最低敷地面積とは、概ね300平方メートルを目安とする。
- 4 緑化率は敷地面積に対する敷地内緑化の水平投影面積の割合とする。
- 5 地域拠点区域（小淵沢町の区域Ⅰ、清里駅前景観形成ゾーンを含む）における適正な緑化率とは、概ね10パーセントを目安とする。
- 6 壁面位置については、旧街道沿いの街並み地区や良好な街並みを有する集落地及び沿道の商業地区並びに景観上良好な建築物や附属施設の保存等の場合は、市長と協議するものとする。

別表第2（第13条関係）

開発計画協議申出書の添付書類一覧表

書類・図面の名称 及び区分	縮尺（表示縮尺以上）	土地開発	工作物	明示すべき事項
事業計画書 （様式第26号）		○	○	
近隣関係者一覧表 （様式第27号）		○	○	
開発事業施行の同意書（様式第28号）		○	○	権利者及び近隣関係者（必ず全体計画及び計画図の確認を受けること。）
土地の登記事項証明書		○	○	
位置図及び案内図	1/2, 500 ～	○	○	区域の明示赤枠

	1 / 10,000			
土地現況図	1 / 2,500	△	△	
現況写真		○	○	4方向以上からの撮影
公図の写し	1 / 500	○	○	開発区域及び近隣土地所有者の氏名及び地目を記入
求積図	1 / 50 ～ 1 / 250	△		
土地利用計画図	1 / 50 ～ 1 / 250	○	○	道路・水路の位置及び形状、予定建築物の位置その他敷地内に設ける施設、緑地等
造成計画平面図	1 / 1,000	△	△	擁壁の位置及び構造並びに敷地地盤高
造成計画断面図	1 / 1,000	△	△	
雨水排水計画平面図	1 / 500	○	○	
雨水排水計画断面図	1 / 250	○	○	
給水及び排水計画図	1 / 500	△		
道路断面図	1 / 100	△		
消防水利図	1 / 500	△	△	
建物（工作物）平面図	1 / 500	△	○	
建物（工作物）立面図	1 / 500	△	○	
構造物詳細図	1 / 100	△	△	擁壁、水路、貯水槽、ごみ置場等

開発資金計画書		△	△	
関係行政区説明会 等報告書		○	○	
その他市長が必要 と認めるもの		△	△	

備考 ○印は添付する書類を、△印は必要に応じて添付する書類を示す。

別表第3（第15条関係）

開発事業の設計基準

開発事業の対象 区 分		開発事業の同意に要する設計の基準
街 区		<p>1 街区は、十分な幅員で通行上支障のない道路に接していること。</p> <p>2 街区の規模は、土地の利用目的、地形、日照等を考慮して定められていること。</p>
道 路	幅 員	<p>1 道路の幅員は、通行上支障のないものであること。</p> <p>2 主要な道路の幅員は、開発区域に見合ったものであること。</p> <p>3 幅員が著しく大きい道路にあっては、縁石、柵等により歩車道が分離されていること。</p>
	構 造	道路の構造は、アスファルト又はセメントのコンクリート等の舗装（ただし、小規模で便益上支障のないものは、この限りでない。）を施され、安全で円滑な交通に支障を及ぼさないものであり、かつ、雨水等を有効に排出するために必要な側溝、街渠等の適当な施設が設けられていること。
	行き止まり道路	道路は、行き止まりでないこと。地形上その他やむを得ず行き止まりにする場合は、終端及び幅員のない道路にあっては、適宜適当な車両の回転広場が設けられていること。
	すみ切り	道路が同一平面で交差し、又は屈折する場合は、その角地にあっては、必要に応じてすみ切りが設けられていること。
	階段道路	道路は、階段状でないこと。ただし、専ら歩行者の通行の用に供する道路で通行の安全上支障がないと認められる場合は、この限りでない。

	防護施設	道路の屈折、道路に接する崖、水路等その他の交通上危険のある箇所がある場合は、防護柵その他適当な防護施設が設けられていること。
公園・緑地・広場		公園、緑地又は広場は、開発区域の中に適正に配置されていること。
排水施設		開発区域内の排水施設は、放流先の排水能力・、利水の状況その他の状況を勘案して、当該開発区域内の下水（雨水、処理された汚水等をいう。）を有効かつ適切に排出できるように、下水道、排水路その他の排水施設又は河川その他の公共の水域に接続していること。ただし、放流先の排水能力によりやむを得ないと認められるときは、当該開発区域において一時雨水を貯留する調整池その他の適当な施設を設けることを妨げない。
	構造	<p>1 排水施設の構造は、コンクリート、石材等堅固で耐久力及び耐久性がある材料で造られ、並びに漏水の防止について必要な措置が講じられ、かつ、清掃又は維持管理が容易なものであること。</p> <p>2 排水施設は、道路及び他の公共施設の維持管理のために支障のない場所に設けられていること。</p> <p>3 排水施設のうち暗渠^{きよ}である構造の部分に係る次の箇所にあつては、まず、マンホール等が設けられていること。</p> <p>ア 管渠の始まる箇所</p> <p>イ 流路の方向、勾配又は横断面が著しく変化する箇所</p>
給水施設		開発区域内の生活用水は、原則として市営水道の供給が受けられること。この場合において、市営水道による供給が受けられないときは、衛生上適当なもので、かつ、当該区域内に居住する予定の人口に応ずる必要量を満たすものであること。
消防水利		開発区域又はその周辺に消防水利として利用できる河川、水路、池沼等がない場合は、被災時に備えた消防用の水利施設が設けられていること。
地盤		地盤が軟弱な土地、出水のおそれのある土地又は著しく傾斜した土地等が開発区域内にある場合は、地盤改良、盛土、段切り等安全のための必要な措置が講じられていること。

擁壁	擁壁は、開発区域内のがけ面、切土面又は盛土面の保護のために設けられていること。
----	---

備考 この表の基準の実施に関し必要な技術的細目は、別に定める。

様式第1号（第3条関係）

地区まちづくり市民委員会認定(変更)申請書

年 月 日

北杜市長 様

代表者住所

代表者氏名 ㊟

電話番号 ()

北杜市まちづくり条例第8条第2項の規定により、地区まちづくり市民委員会の認定について次のとおり申請します。

団 体 の 概 要	市民委員会の名称	
	所在地	
	設立年月日	年 月 日
	構成員数	人
	団体の目的及び活動の方針	
	活動の経過及び予定	
添付書類	<input type="checkbox"/> 活動計画書 <input type="checkbox"/> 規約等 <input type="checkbox"/> 構成員名簿 <input type="checkbox"/> 対象区域図(活動区域) <input type="checkbox"/> 同意者確認書類 <input type="checkbox"/> (変更の場合) 変更内容の分かる書類 <input type="checkbox"/> その他 ()	

様式第2号（第3条関係）

地区まちづくり市民委員会認定(非認定)通知書

第 号
年 月 日

様

北杜市長



年 月 日付けで申請書の提出を受けた地区まちづくり市民委員会の
認定について、次のとおり認定します。
次の理由により認定できません。

市民委員会の名称	
活動区域	
認定の条件 (非認定の場合 は、その理由)	

様式第3号（第5条関係）

地区まちづくり市民委員会廃止届

年 月 日

北杜市長 様

代表者住所

代表者氏名 ⑩

電話番号 ()

年 月 日付けで認定を受けた地区まちづくり市民委員会について、下記の理由により廃止したので届け出ます。

市民委員会の名称	
廃止した日	
廃止の理由	

様式第4号（第5条関係）

地区まちづくり市民委員会認定取消通知書

第 号
年 月 日

様

北杜市長

印

年 月 日付けで認定した地区まちづくり市民委員会について、下記の理由により取り消したので通知します。

市民委員会の名称	
取消しをした日	
取消しの理由	

様式第5号（第6条関係）

地区まちづくり計画認定申請書

年 月 日

北杜市長 様

代表者住所

代表者氏名 ⑩

電話番号 ()

北杜市まちづくり条例第10条の規定により、地区まちづくり計画の案について、次のとおり申請します。

市民委員会の名称	
地区まちづくり計画の名称	
地区まちづくり区域の面積	
添付書類	<input type="checkbox"/> 地区まちづくり計画案 <input type="checkbox"/> 計画対象区域図面 <input type="checkbox"/> 同意者確認書類 <input type="checkbox"/> その他()

様式第6号（第8条関係）

地区まちづくり計画認定(非認定)通知書

第 年 月 日
第 年 月 日

様

北杜市長

㊟

年 月 日付けで申請書の提出を受けた地区まちづくり計画案の認定
について、次のおり認定します。
次のおり認定できません。

市民委員会の名称	
地区まちづくり計画の名称	
認定の条件 (非認定の場合は、その理由)	

様式第7号（第9条関係）

地区まちづくり計画変更認定申請書

年 月 日

北杜市長 様

代表者住所

代表者氏名 ⑩

電話番号 ()

北杜市まちづくり条例第12条の規定により、地区まちづくり計画の変更について、次のとおり申請します。

市民委員会の名称		
地区まちづくり計画の名称		
変更の理由		
変更の概要	変 更 前	変 更 後
添付書類	<input type="checkbox"/> 変更内容の分かる図書 <input type="checkbox"/> その他()	

様式第8号(第10条関係)

建築計画(変更)届出書

年 月 日

北杜市長 様

建築主

住 所

氏 名

電話番号 ()

Ⓜ

北杜市まちづくり条例第17条第1項の規定により、次の建築計画について届け出ます。

建築計画の場所										
建築計画の着手日及び完了日		着手	年	月	日	完了	年	月	日	
建築計画の種類		<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 一般住宅 <input type="checkbox"/> 別荘 <input type="checkbox"/> アパート <input type="checkbox"/> その他()								
設計の概要	敷地面積	宅地	田	畑	山林	その他	合計			
		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²			
	延べ床面積							m ²		
	建築面積							m ²		
	緑化率							%		
	建ぺい率							%		
	容積率							%		
	建築物の高さ							m		
	壁面位置 (道路及び隣地からの後退距離)	道路境界から			隣地境界から					
		m			m					
変更の概要(変更届出の場合のみ記入)										
添付書類		<input type="checkbox"/> 土地の登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 公図 <input type="checkbox"/> 建築物の平面図、立面図、配置図 <input type="checkbox"/> 案内図 <input type="checkbox"/> 関係法令の許可を得ている場合は写し <input type="checkbox"/> その他()								

様式第9号（第11条関係）

建築計画に関する通知書

第 号
年 月 日

様

北杜市長

印

年 月 日付けで届出のあった下記の行為については、適合する（非適合）と認めたので通知します。

建築計画の名称	
建築計画の場所	
適合条件 (非適合の場合は、 その指導内容)	

注) 工事の着手には、建築基準法に基づく建築確認申請又は建築工事届が必要となりますので、当該建築地に必要な手続きを必ず行うこと。

様式第10号（第13条関係）

開発計画協議申出書

年 月 日

北杜市長 様

事業者 住 所
氏 名 ⑩
電話番号 ()

担当者 氏 名

北杜市まちづくり条例第21条第2項の規定により協議します。

開発事業の目的	
開発区域の地名地番	
開発区域の面積	山林 田 その他 原野 畑 計 m ²
建築物（工作物）の用途及び規模	高さ (延べ床面積)
計画戸数及び人口	戸 人
工事の着手年月日	年 月 日
工事の完成予定年月日	年 月 日
工事施工者の住所及び氏名	電話
設計者の住所及び氏名	電話

様式第11号（第14条関係）

開発計画変更協議申出書

年 月 日

北杜市長 様

事業者 住 所
氏 名 ⑩
電話番号 ()

北杜市まちづくり条例第21条第1項後段の規定により、同意を受けた以下の開発事業等において変更箇所が生じたため、協議を申し出ます。

確認番号	年 月 日		第 号		
計画変更の理由					
計画変更の内容					
	協議済みの内容		変更協議の内容		
所 在					
開発区域の面積	m ²		m ²		
工事施工者					
設 計 者					
土地 利用 計画		面積 (m ²)	比率 (%)	面積 (m ²)	比率 (%)
	合 計				

		協議済みの内容	変更協議の内容
事業計画	道路計画		
	公園緑地計画		
	雨水排水計画		
	汚水処理計画		
	給水計画		
	消防用施設計画		
	ごみ処理計画		
建築計画	建築面積	m ²	m ²
	延べ床面積	m ²	m ²
	総施設面積	m ²	m ²
	建物の高さ	m	m
	階数	階	階
	意匠計画		
添付書類	□変更内容の分かる図面等		

様式第12号（第17条関係）

開発計画(変更)協議通知書

第 号
年 月 日

事業者 様

北杜市長



年 月 日付けで開発計画（変更）協議申出書により申出のあった開発事業については、審査検討の結果、
次の条件を付して当該事業に同意します。
次の内容のため同意できません。

記

- 1 工事の施工については、北杜市まちづくり条例に記載された事項並びに関係各課との協議の顛末及び報告した内容を遵守すること。
- 2 工事中は、周辺住民に迷惑をかけないように十分留意すること。
- 3 事業の実施については、関係法令に基づく許認可を受けること。
- 4 特記事項

様式第13号（第17条関係）

工事着手届

年 月 日

北杜市長 様

事業者 住所
氏名

印

年 月 日付け 第 号で同意を受けた開発事業について、次のとおり着手したので届け出ます。

記

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 着 手 年 月 日

4 完了予定年月日

5 請 負 者 住 所
氏 名
電話番号

様式第14号（第17条関係）

工事完了届

年 月 日

北杜市長 様

事業者 住所
氏名

⑩

年 月 日付け 第 号で同意を受けた開発事業について、次のとおり完了したので届け出ます。

記

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 工事着手年月日

4 工事完了年月日

5 請 負 者 住 所
氏 名
電話番号

様式第15号（第17条関係）

着手時期変更
完了時期変更
工事 休止・再開 届出書
施工者変更
中止・廃止

年 月 日

北杜市長 様

事業者 住所
氏名

印

北杜市まちづくり条例第28条第2号から第5号までの規定により、下記のとおり届け出ます。

記

協議通知書番号	年 月 日	第 号
変更事項	着手時期・完了時期・工事施工者	
	変更前	
	変更後	
変更事由		
工事再開（廃止）時期	年 月 日から	年 月 日まで
工事中止時期		
防災措置		
※ 受付番号		
※ 処理年月日		

- 注) 1 防災措置の欄は、工事の中止及び廃止の届出の場合に記載すること。
2 工事の中止及び廃止の届出の場合は、防災措置を明らかにした図面を添付すること。
3 工事の中止、再開及び廃止の届出の場合は、工事の状況を明らかにした図面を添付すること。

様式第16号（第17条関係）

開発事業承継届

年 月 日

北杜市長 様

事業者(承継者) 住所
氏名

印

開発事業を承継しましたので、北杜市まちづくり条例第28条第6号の規定により届け出ます。

記

承継者	住所	
	氏名	
被承継者	住所	
	氏名	
協議通知書番号	年 月 日	第 号
承継年月日	年 月 日	
承継の理由		
開発事業の目的		
開発区域の地名地番		

様式第17号（第17条関係）

開発区域内措置完了届

年 月 日

北杜市長 様

事業者 住所
氏名

印

年 月 日付け 第 号による措置命令に基づく措置が完了したことから、北杜市まちづくり条例第33条の規定により届け出ますので、検査してください。

記

開発事業の内容	
開発区域の地名地番	
通知書番号	年 月 日 第 号
措置の内容	
措置完了年月日	
備考	

注) 措置した事項を具体的に記載した図面を添付すること。

様式第18号（第18条関係）

検 査 済 証

第 号
年 月 日

事業者 住 所
氏 名

北杜市長

⑩

次の工事は、 年 月 日検査の結果、北杜市まちづくり条例第21条第1項の規定による開発事業の同意の内容に適合していることを認めます。

1 協議通知書番号 年 月 日 第 号

2 開 発 区 域 北杜市

3 用 途

様式第19号（第19条関係）

（表）

第	号
身分証明書	
職氏名	
	年 月 日生
上記の者は、北杜市まちづくり条例第35条第1項に規定する立入検査を行う職員であることを証明する。	
	年 月 日交付
	北杜市長 ⑩

（裏）

北杜市まちづくり条例（抄）

（立入検査）

第35条 市長は、この節の規定による必要な限度において、その職員に、開発区域内の土地に立ち入らせて工事の状況を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（罰則）

第50条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

（1） 第21条の規定に違反して開発事業を行った者

（2） 第29条の規定による工事の完了検査又は第35条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

（3） 第32条の規定による命令に違反した者

2 （略）

大規模土地取引行為届出書

年 月 日

北杜市長 様

住 所
氏 名 (印)
電話番号 ()

北杜市まちづくり条例第37条の規定により、次のとおり届け出ます。

契約当事者に関する事項	譲渡人	住所					
		氏名					
	譲受人	住所					
		氏名					
		業種	不動産業・建設業・金融保険業・製造業・商業・運輸倉庫業 その他 ()				
	契約態様	(所有権・地上権・借地権・その他) の (移転・設定)					
	契約締結予定日	年 月 日					
主な土地利用目的							
土地に関する事項	番号	所在		地目		面積 (平方メートル)	
		地名	地番	登記簿	現況	登記簿	実測
	合計	筆				計	計
番号	利用の現況	届出に係る権利					
		所有権			所有権以外の権利		
		所有者の住所	所有者の氏名	種別	内容	権利者の住所	権利者の氏名

当該土地に存する建築物その他工作物に関する事項	番号	種類	概要	移転又は設定に係る権利		移転又は設定に係る権利以外の権利					
				種別	内容	所有権		所有権以外の権利			
						所有者の住所	所有者の氏名	種別	内容	権利者の住所	権利者の氏名
添付書類				<input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 案内図 <input type="checkbox"/> 公図の写し <input type="checkbox"/> 大規模土地取引行為に係る土地及びその周辺の状況を示す写真 <input type="checkbox"/> その他（ ）							
この届出に係る連絡先		住所									
		氏名									
		電話番号									

様式第21号（第21条関係）

大規模開発事業構想届出書

年 月 日

北杜市長 様

事業者 住 所
氏 名 ⑩
電話番号

担当者 氏名

北杜市まちづくり条例第39条の規定により届け出ます。

開発事業の目的	
開発区域の地名地番	
開発区域の面積	山林 田 その他 原野 畑 計 m ²
建築物(工作物)の用途 及び規模	高さ (延べ床面積)
計画戸数及び人口	戸 人
工事の着手予定年月日	年 月 日
工事の完成予定年月日	年 月 日
地区まちづくり計画	あり(名称) ・ なし

事業計画書

種別	面積	比率		配置の方針	
		m ²	%		
公共施設	道路				
	公園				
	その他の公共施設				
	小計				
公益施設	教育施設				
	商業施設				
	その他の公共施設				
	小計				
その他	住宅施設				
	小計				
合計					
事業		申請部分	申請以外の部分	合計	建ぺい容積率
	敷地面積				
	建築面積				
	延べ床面積				
	総施設面積	m ²	総施設面積率		%
	建物の高さ	m	構造		
	階数	地上	階	地下	階
	道路計画				
	公園緑地計画				
	雨水排水計画				

計 画 の 内 容	汚水処理計画	
	給水計画	
	消防用施設計画	
	ごみ処理計画	
	防災施設計画	
	防犯灯計画	
	駐車場計画	
	日照対策	
	電波障害対策	
	公害防止計画	
	施設維持管理計画	
	埋蔵文化財の対応	
添付書類	<input type="checkbox"/> 開発区域の案内図 <input type="checkbox"/> 土地利用構想図 <input type="checkbox"/> 良好な住環境の確保のために講ずる施設整備の図書 <input type="checkbox"/> その他 ()	

様式第22号（第23条関係）

大規模開発事業構想説明会結果報告書

年 月 日

北杜市長 様

事業者 住 所
氏 名 ⑩
電話番号 ()

北杜市まちづくり条例第41条第3項の規定に基づき、以下のとおり報告します。

施 行 場 所			
説 明 の 内 容			
説 明 会 の 状 況	開 催 日 時	年 月 日 時から 時まで	
	開 催 場 所		
	説 明 者 の 氏 名		
	出 席 者 数		
出された意見、回答等			
意見		回答	
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 説明会議事録 <input type="checkbox"/> 説明会配布資料 <input type="checkbox"/> その他 ()		

様式第23号（第24条関係）

大規模開発事業構想に関する意見書

公表している開発事業構想に対して御意見がある場合は、この用紙に記入し、末尾に示す提出先まで提出してください。

なお、この意見書は、北杜市まちづくり条例第42条第1項の規定により行われるものであり、この意見書は北杜市を經由して、事業者に送付されます。

意見書提出者	住 所	
	氏 名	
	電 話 番 号	
事業者名		
施行場所		
意見書提出日	年 月 日	

注) 意見書の提出先及び提出方法

この意見書は、北杜市役所建設部まちづくり推進課建築開発指導担当まで、御持参ください。

様式第24号（第24条関係）

大規模開発事業構想に関する見解書

年 月 日

北杜市長 様

事業者 住 所
氏 名 ⑩
電話番号 ()

北杜市まちづくり条例第43条第1項の規定により、先方の提出された意見について当方の見解書を提出します。

開発事業構想の内容 (用 途)	
施 行 場 所	

先方の意見（要約）	当 方 の 見 解

連絡先 (住 所)
(氏 名)

(電話番号)

様式第25号(第25条関係)

まちづくりアドバイザー派遣申請書

年 月 日

北杜市長 様

団体等の名称

住 所

代 表 者 名

⑩

電 話

()

活 動 目 的	
活 動 内 容	
助 言 等 希 望 内 容	
派 遣 希 望 日	
派 遣 希 望 場 所	
備 考	

様式第26号（別表第2関係）

事業計画書

種 別	面 積		比 率		配置の方針	
		m ²		%		
土 地 利 用 計 画	公 共 施 設	道 路	m ²	%		
		公 園				
		その他の公 共施設				
		小 計				
公 益 施 設	公 益 施 設	教育施設				
		商業施設				
		その他の公 共施設				
		小 計				
画 の 他	そ の 他	住宅施設				
		小 計				
合 計						
事 業	申請部分		申請以外の 部分	合 計	建ぺい容積率	
	敷地面積					
	建築面積					
	延べ床面積					
	総施設面積		m ²	総施設面積率	%	
	建物の高さ		m	構 造		
	階 数		地上 階	地下 階		
	屋根の形態		傾斜屋根	陸屋根		
	建物の色彩					
	道路計画					

計 画 の 内 容	公園緑地計画	
	雨水排水計画	
	汚水処理計画	
	給水計画	
	消防用施設計画	
	ごみ処理計画	
	防災施設計画	
	防犯灯計画	
	駐車場計画	
	日照対策	
	電波障害対策	
	公害防止計画	
	施設維持管理 計画	
	埋蔵文化財の 対応	
備考		

様式第 27 号 (別表第 2 関係)

近隣関係者一覧表

関係の種類	関係所在地番	権利者の氏名	備考

注) 関係の種類欄には、地区役員名、隣接者及び隣接土地使用者等の種別を記入すること。

関係所在地番欄には、隣接者については隣接地の地番を記入すること。

開発事業施行の同意書

北杜市 _____ 番地における開発事業について、同意を求めます。

事業者 住所
氏名

ⓐ

開発概要

- 1 開発事業面積 _____ m²
- 2 開発の目的 _____
- 3 給水計画 _____
- 4 汚水処理計画 _____
- 5 雨水排水計画 _____
- 6 ごみ処理計画 _____
- 7 道路計画 現状幅員 _____ m 計画幅員 _____ m
(建築計画がある場合)
後退距離について 隣地からの後退距離 _____ m (基準は隣地2m)
- 8 その他 _____

私は、開発事業の計画内容を理解し、異議なく同意します。

同意者所有地の地名地番	地目	同意者			同意の日
		住所	氏名	印	

(必ず本人が、署名してください。)